

街路樹再生による道路空間の快適化



防災・メンテナンス基盤研究センター

緑化生態研究室 主任研究官 飯塚 康雄 室長 栗原 正夫

(キーワード) 街路樹、保全、再整備、道路緑化

1. はじめに

街路樹は、道路景観の向上や沿道環境の保全、道路交通の快適性・安全性の確保等を目的として道路空間に積極的に植栽されてきた。その結果、全国の本数（平成24年）は約674万本に達したものの、近年（平成14年以降の過去10年間）の傾向でみると横ばいであり、新規に植栽される若齢木よりも経年的に成長してきた大径木が増加していることがうかがえる。このような状況の中で、大径木となった街路樹による見通しの阻害や舗装の不陸、衰弱化した街路樹の倒伏や落枝等が発生している。

これらの問題を解消するためには、街路樹の樹形縮小や樹勢回復、倒伏や根上り対策等が必要不可欠となっており、さらに対策実施時には、周辺住民の街路樹に対する愛着への配慮も重要となっている。

国総研では、街路樹において発生した問題に対して保全や再整備を実施した事例を対象に、街路樹の現状調査方法や保全・再整備としての緑化技術、住民との連携方法等を調査することにより、道路空間を快適に維持しつつ周辺住民との合意形成を図ることが可能となる街路樹の再生方法について検証した。

2. 街路樹再生の手順と方法

調査結果を基にとりまとめた望ましい街路樹の再生方法の手順を図に示す。まず、問題を的確に把握して評価を行った上で、対応方針及び計画立案を必要に応じて住民との合意形成を図りながら決定する。この際、周辺住民の街路樹への愛着にも配慮して、まずは存続させるための保全を優先することを検討し、問題を解消することが困難な場合には、伐採して必要に応じて再度植栽を行うことを検討する。

対策の実施は、その内容に応じて専門技術者によ

り実施し、その後は効果の発現状況までを確認することが望ましい。可能であれば、周辺住民等との協働による体制を構築することが必要である。

効果的な再生方法としては、保全のための剪定や間引きによる樹形再生、植栽基盤の改良、病虫害対策等がある。さらに、これらの対策で問題が解消できない場合は、伐採して同樹種の植栽、あるいは樹種転換等を行う再整備がある（写真）。

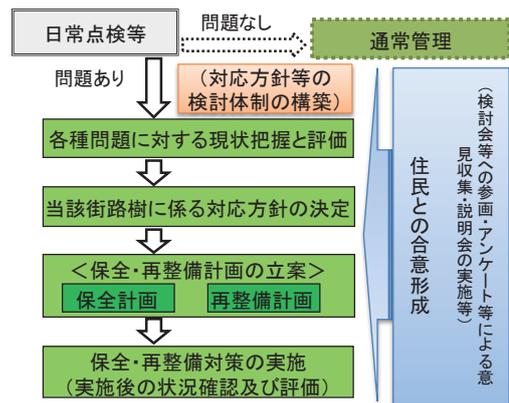


図 街路樹再生の手順



写真 街路樹の再生事例

3. おわりに

本研究の成果は、現場管理者が活用できる「街路樹の再生方法に関する技術資料」としてとりまとめる予定である。